

呉市観光誘客キャンペーン事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊助成を行う宿泊施設に対する交付金（以下「宿泊助成交付金」という。）の交付及び当該宿泊助成利用者が使用可能であるクーポン券の発行により、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ旅行需要の早期回復及び、原油価格・物価高騰により経営が逼迫する地域の商業事業者を支援することを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本事業 呉市観光誘客キャンペーン事業をいう。
- (2) 宿泊施設 第4条第1項第2号において規定する施設をいう。
- (3) 宿泊助成 本事業において対象とする宿泊助成をいう。
- (4) 宿泊助成施設 第9条第1項において規定する登録決定通知を受けた者をいう。
- (5) クーポン券 本事業において発行するクーポン券をいう。
- (6) クーポン券利用可能店 第14条第1項において規定する登録決定通知を受けた者をいう。
- (7) 特定取引 第19条に規定するクーポン券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。

(宿泊助成の利用条件)

第3条 本事業を利用しようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの条件を満たさなければならない。ただし、監護者とともに旅行する12歳未満の者は、その限りではない。

- (1) 新型コロナウイルスワクチンを3回接種していること。
- (2) PCR検査又は抗原定量検査で陰性結果の通知を受けていること。
ただし、宿泊開始日の3日前以内に採取した検体による検査結果の通知を受けている場合に限る。
- (3) 抗原定性検査で陰性結果の通知を受けていること。ただし、宿泊開始日の前日又は当日に採取した検体による検査結果の通知を受けている場合に限る。

(宿泊助成交付金の交付対象者)

第4条 宿泊助成交付金の交付対象者は、次の各号の全てを満たす宿泊施設（以下「対象宿泊施設」という。）とする。

- (1) 呉市内に所在地を置く施設であること。

- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館業を営む者のうち、令和5年1月1日時点で同法第3条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている施設であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染予防策を実施している施設であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を営む施設ではないこと。
- (6) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号及び第2号、第3号の規定に基づき、代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない施設であること。

（対象宿泊助成プラン）

第5条 対象宿泊施設へ宿泊する1泊1千円以上の全ての宿泊プランを対象とする。

（宿泊助成交付金の額）

第6条 宿泊助成交付金の額は、1泊1千円以上の宿泊プランを利用する宿泊者1人1泊の利用につき1千円を交付金額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは交付の対象外とする。

(1) 対象宿泊プランのキャンセル料

(2) 感染症等により、市が本事業の開始日の延期、事業の中断、若しくは中止の要請を行った場合における宿泊施設利用料。ただし、要請前に予約受付している場合の宿泊施設利用料は交付対象とする。

2 宿泊助成交付金は、第9条第2項の規定により対象となる宿泊施設に通知された配分額の範囲内において、交付する。

（宿泊助成交付金の対象期間）

第7条 宿泊助成交付金の対象となる期間は、第9条に規定する呉市観光誘客キャンペーン事業宿泊助成施設登録決定通知書（様式第3号）に記載されている宿泊助成プラン販売開始日から予約・販売されたものうち、令和5年3月10日から令和5年4月28日宿泊分までとする。ただし、感染症の拡大その他の理由により当該期間に実施できないと市長が認めた場合は、対象となる期間を変更することができる。

（宿泊助成施設に係る登録申請）

第8条 宿泊助成交付金の交付を受けようとする対象宿泊施設は、呉市観

光誘客キャンペーン事業宿泊助成施設登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し，市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策宣誓書（様式第3号）

（宿泊助成施設に係る登録の決定及び通知）

第9条 市長は，前条の規定による申請書を受理したときは，審査及び必要な調査等を行い，その結果を呉市観光誘客キャンペーン事業宿泊助成施設登録決定通知書（様式第4号）により，申請者に通知する。

2 市長は，前項の規定により登録を決定した場合，宿泊助成施設に対し，宿泊助成交付金の上限額（別表1）を設定し，通知するものとする。ただし，（別表1）で設定する上限額は最低配分額とし，登録決定された宿泊助成施設の数に応じて，予算の範囲内において配分額を再調整し，呉市観光誘客キャンペーン事業宿泊助成交付金配分額通知書（様式第5号）により，通知するものとする。

3 市長は，第4条の規定により，不登録を決定した場合は，呉市観光誘客キャンペーン事業宿泊助成施設不登録決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（宿泊助成施設に係る登録申請の取下げ）

第10条 登録の申請をした者は，前条の規定による通知を受けた後に当該通知を受理した日から7日以内に，呉市観光誘客キャンペーン事業宿泊助成施設登録申請取下書（様式第7号）により登録申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは，当該申請に係る登録の決定はなかったものとみなす。

（宿泊助成施設の責務）

第11条 宿泊助成施設は，次の各号に掲げるいずれかの書類等により，第3条の宿泊助成の利用条件を満たすことが確認できる者に宿泊助成の対象となる宿泊プランを販売することができる。

- (1) 新型コロナワクチン3回目接種済証
- (2) PCR検査または抗原定量検査の陰性結果通知書
- (3) 抗原定性検査の結果の陰性結果通知書

2 宿泊助成施設は，前項による宿泊プランを販売した者には宿泊助成を適用した料金で宿泊させなければならない。

3 宿泊助成施設は，前項により助成を適用した場合は，利用者に対し第18条に規定する使用期限を記載した券面金額1千円のクーポン券を1名につき1枚，利用者がチェックインした際に配布しなければならない。

4 宿泊助成施設が，オンライン・トラベル・エージェント（以下「O T

- A」という。)若しくは自社サイトで事前決済による宿泊プランを販売するときは、宿泊助成の金額を割引した金額を掲載し販売することとする。
- 5 宿泊助成施設は、市が指定するホームページに施設情報を掲載しなければならない。
 - 6 宿泊助成施設は、市が配布する掲示物を施設に掲示しなければならない。
 - 7 市長は、宿泊助成施設が本要綱に反する行為を行ったときは、当該宿泊助成施設の登録を取り消すことができる。

(クーポン券利用可能店の対象者)

第12条 クーポン券利用可能店の対象者は、次の全てを満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条の規定のいずれかに該当する者。ただし、中小企業法第2条の規定に該当しない者が第4条に規定する宿泊施設を運営している場合、当該宿泊施設内に有する店舗等は除く。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染予防策を実施している施設であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 呉市内に店舗、事業所を有し、買い物や飲食、観光体験素材等のサービスの提供をできる者
- (5) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号及び第2号、第3号の規定に基づき、代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定に該当しない者。ただし、第2条第4項に規定する接待飲食等営業を営む者は除く。
- (7) 法令又は公序良俗に反しない者

(クーポン券利用可能店に係る登録申請)

第13条 クーポン券利用可能店となるには、呉市観光誘客キャンペーン事業クーポン券利用可能店登録申請書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第9号）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策宣誓書（様式第10号）

(クーポン券利用可能店に係る登録の決定及び通知)

第14条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、その結果を呉市観光誘客キャンペーン事業クーポン

ン券利用可能店登録決定通知書(様式第11号)により、申請者に通知する。

- 2 市長は、第11条の規定により、不登録を決定した場合は、呉市観光誘客キャンペーン事業クーポン券利用可能店不登録決定通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。

(クーポン券利用可能店に係る登録申請の取下げ)

第15条 登録の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた後に必要がある場合は呉市観光誘客キャンペーン事業クーポン券利用可能店登録申請取下書(様式第13号)により登録申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る登録の決定はなかったものとみなす。

(クーポン券利用可能店の責務)

第16条 クーポン券利用可能店は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) クーポン券の利用範囲内の特定取引において、正当な理由なくクーポン券の受け取りを拒むこと。
- (2) クーポン券の譲渡及び売買を行うこと。

- 2 クーポン券利用可能店は、市と適切な連携体制を構築し、本要綱に定める事項を遵守しなければならない。

- 3 クーポン券利用可能店は、特定取引に使用したクーポン券を受け取った後、当該クーポン券の取扱店名欄に自身の店名を記載しなければならない。

- 4 クーポン券利用可能店は、市が指定するホームページに店舗情報を掲載しなければならない。

- 5 クーポン券利用可能店は、市が配布する掲示物を店頭に掲示しなければならない。

- 6 クーポン券利用可能店は、特定取引において使用されたクーポン券に対する交付金(以下「クーポン券交付金」という。)の申請にあたり、使用されたクーポン券の枚数について、第23条の規定により報告しなければならない。

- 7 市長は、クーポン券利用可能店が本要綱に反する行為を行ったときは、当該クーポン券利用可能店の登録を取り消すことができる。

(クーポン券交付金額)

第17条 クーポン券交付金の額は、クーポン券1枚につき1千円を交付金額とする。

(クーポン券の使用期限)

第18条 クーポン券の使用期限は、令和5年3月10日以降のチェックアウトをする日又は令和5年4月29日のいずれか早い日とする。ただし、市長が第7条ただし書の規定により宿泊助成の対象期間を変更した場合は、クーポン券の使用期限についても変更できるものとする。

(クーポン券の利用範囲)

第19条 クーポン券は、クーポン券利用可能店との間における特定取引においてのみ使用することができる。その利用範囲は次のとおりとする。

(1) 特定取引に使用されるクーポン券の合計額が、特定取引の支払総額を上回るときは、クーポン券利用可能店からクーポン券の合計額と特定取引の支払総額の差引額の支払いは行われぬものとする。

(2) クーポン券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

(3) クーポン券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

ア 国や地方公共団体等への支払(税金、電気・ガス・上下水道・市指定ゴミ袋等の公共料金)

イ 出資、有価証券の購入、債務の支払など消費に当たらないもの

ウ 切手、官製はがき、図書券、宝くじ、商品券、ビール券、米、カタログギフトカード、プリペイドカード(クオカードやweb上で使用できるギフトカード等を含む)など換金性の高いもの

エ たばこ

オ 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージにかかる支払い

カ 土地・家屋購入、家賃・地代、駐車場(一時預かりを除く)などの不動産取引に係わる支払や自動車等の購入

キ 売掛金への入金やクーポン券利用可能店自らの事業上の取引

ク ギャンブルへの使用

ケ 担保に供すること、または質入れ

2 クーポン券を期限内に使用しなかった場合は、使用の権利を放棄したものとみなす。この場合において、クーポン券の換金を行わない。

3 取扱店名欄に記載・押印等のある既に使用されたクーポン券は、使用することはできない。

(宿泊助成施設の実績報告、交付の申請及び交付の請求)

第20条 宿泊助成施設は、事業が完了した場合、その実績について、事業が完了した日から令和5年5月19日までに呉市観光誘客キャンペーン事業宿泊助成施設実績報告書(兼)交付申請書(兼)請求書(様式第14号)に支払い実績がわかる明細書又はOTA等WEBクレジット支払済通知書又は領収書のコピーなどを添付し、市長に提出しなければならない

ない。なお、事業完了前の提出はできないこととする。

2 宿泊助成施設は、前項の規定による期限までに添付書類を提出することができない場合は、期限までに提出できない理由を添えて市長へ届け出なければならない。

(宿泊助成施設への交付の決定、額の確定通知及び交付)

第21条 市長は、前条の規定による報告、申請及び請求があったときは、審査及び必要な調査を行い、呉市観光誘客キャンペーン事業宿泊助成施設交付決定通知書(兼)確定通知書(様式第15号)により宿泊助成施設に対し、交付の決定及び宿泊助成交付金の額の確定を通知し、交付するものとする。

(クーポン券利用可能店の実績報告、交付の申請及び交付の請求)

第22条 クーポン券利用可能店は、その実績について、令和5年4月29日から令和5年5月19日までに呉市観光誘客キャンペーン事業クーポン券利用可能店実績報告書(兼)交付申請書(兼)請求書(様式第16号)に特定取引において使用されたクーポン券を添付し、市長に提出しなければならない。なお、事業完了前の提出はできないこととする。

(クーポン券利用可能店への交付の決定、額の確定通知及び交付)

第23条 市長は、前条の規定による報告、申請及び請求があったときは、審査及び必要な調査を行い、呉市観光誘客キャンペーン事業クーポン券利用可能店交付決定通知書(兼)確定通知書(様式第17号)により事業者に対し、交付の決定及びクーポン券交付金の額の確定を通知し、交付するものとする。

(決定の取消し)

第24条 市長は、宿泊助成施設又はクーポン券利用可能店が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付金の交付を受けたとき
- (2) 交付金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき
- (3) この要綱に基づく指示に違反したとき

(交付金の返還)

第25条 前条の規定において、市長は、当該取消しの部分に関し、既に交付金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第26条 宿泊助成施設又はクーポン券利用可能店は、前条の規定による処分に関し、宿泊助成交付金又はクーポン券交付金の返還を命ぜられた場合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、対象交付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第19条に規定する割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

2 宿泊助成施設又はクーポン券利用可能店は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(関係書類の整理保存)

第27条 宿泊助成施設又はクーポン券利用可能店は、交付事業に係る経理を明らかにする帳簿及びその他関係書類を整理し、かつ、交付対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(暴力団等の排除)

第28条 宿泊助成施設又はクーポン券利用可能店は呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、暴力団の構成員と認められるもの、暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの、または暴力団関係事業者が代表者又は役員となり経営する施設ではないこと。

2 市長は、宿泊助成施設又はクーポン券利用可能店が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に交付金を交付しない旨の決定をするものとする。

3 市長は、交付金の交付決定を受けたものが暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る交付金の交付の決定を取り消し、または既に交付されている交付金の返還を命ずるものとする。

(その他必要な事項)

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月19日から実施する。

改正 令和5年2月17日

別表1（第9条関係）

| 宿泊定員数 | 上限宿泊数 | 宿泊助成上限額 | クーポン券配布上限額 |
|----------|--------|------------|------------|
| 1-10人 | 115泊 | 115,000円 | 115,000円 |
| 11-20人 | 230泊 | 230,000円 | 230,000円 |
| 21-30人 | 345泊 | 345,000円 | 345,000円 |
| 31-50人 | 460泊 | 460,000円 | 460,000円 |
| 51-70人 | 690泊 | 690,000円 | 690,000円 |
| 71-90人 | 920泊 | 920,000円 | 920,000円 |
| 91-110人 | 1,150泊 | 1,150,000円 | 1,150,000円 |
| 111-130人 | 1,380泊 | 1,380,000円 | 1,380,000円 |
| 130人以上 | 1,610泊 | 1,610,000円 | 1,610,000円 |